

414
A1709



大正十一年四月
大隈侯爵邸

日本政府 府横濱又ハ他便利有也言此有合張海造
所ニ移ル工業ヲ好ム一免人ト欲一且其新形ノ海造亦
多ク其ノ形乃適宜形多ト得セ一免人ヲ有日本政
府トリ中少あるナリ一ニタルバンク今社ノ代人トモ英吉
利國ニ於ル者乃其形ト以ルハ適宜有る人ト云雀也
事ト互ニ強約一多ク有り一記名乃其者會社ノ代
名ニ件トシ日本政府乃其考ト供氏士官英國より來
ル日本政府乃其指
其係合々物也
原一トシトハ其ノ要用有る事移成合々切

此の紙は東京の銀行に
送られたものである
と云ふ事
は、
この紙の裏面に
記されている
通りである

して費用あり又ハ別位乃費用あり公替れ持より其算計
を明し置く

政府より其用ハ御手割印ハ貨幣乃量目と性質とを言明
御し是未力するハ一交官より一上ハ更にお南乃報告を明記
ありて此ハ概々容易とすべし

記名乃其地考ふる所ハ新吹浪債乃宜位ハ是是可ドレ
うんと丁度目一より一より一より一より一より一より一より一
抵當く天下万国ハ勿論海と通用する貨幣より一
英吉利會社より其扱をある事是是可令浪清造亦言
不所りの事是是可乃重浪清造亦言競い勝ち日本乃貨幣
を確言し日本は此れ以支那より其地は有る事もメキニコ

ドルールを強々堅例日本のおよ大益をせし日本とて海外
乃各國より其教せし之とすも其ハ貨幣の性質良好なる所
あると其價より一より一より一より一より一より一より一より一
亦と其之更ハ悪種なること明き乃二事ハ切要ある基礎なり
と此日本浪債乃宜位をメキニコドルールより一より一より一より一
るを要せざる所なり言を換矢しす浪債乃宜位を是
可ドルールより一より一より一より一より一より一より一より一
日本ハ其の是より一より一より一より一より一より一より一より一
切要とすも其より一より一より一より一より一より一より一より一
貨幣ありハ國乃大益と明きなり一より一より一より一より一より一より一より一
為る貨幣は形多岐ハ方今乃如く日切ふるに清造乃費用を

換金—此は貨幣を日本より輸出するに、貨幣と形を
貨幣より却ては價を減する事あり

銀貨乃言位をよめる。今もナセント亦多つ申し小銀貨ハ
國內乃通用なほ供するものよりしては遠送乃費用も大なる
つきをよめるは性質必しも言位乃貨幣より平均するに而女
とせばは遠送乃費用ゆゑ多し準—その性をか—と
惡—のむるは良—とよるとい—ともは價言位乃銀貨は比
—金—賤—きよなる處—の銀—言位乃十倍
均—き言位言位をも亦用ゆる事—を指—はる—と
い—とも言位言位を用ゆるは更—は向後決定する事あり
か—と—と記名乃者乃考ある事あり○今と銀との言位と

其は兼用ゆゑハ言あり此法を令形—とも銀形—ともは
時—あり價乃低き方を採みゆゑ乃利益ハ小價乃令位
よりゆ—き利益—も大形—とよ—の今と銀との言位
を亦—は—中—に於る國債に隨ひては、亦—は—用ゆるべきものと
言免小價乃銀貨ハ五十ドル以下乃今言言原債債付る也
用由あり—

遠送下—は—言乃費用言を言めたり衆人乃需る爲
令位を令位は言—は—銀貨を銀貨は言—は—を言
言乃期日ハ豫め是を言の言づきありは言—は—費用と
ある人言言多きよ—又—は—言—は—三月あり
報告—は—言—は—改—は—と—は—先川

工業及び輸入税人并日本人乃負給ふ意一曰一那ふ家
由一熱て是ハ清道亦ハ屬一物作乃却定ハ日本士官の
後ハ尙ハ何時も日本士官其却定を監察ハ由一
○バンクもて世量乃由費掛らや各極度意ハ心掛ケ外國人
必要ハ多敷數乃外ハ雇入さる由一日本貨幣を清道
其外ハ多て日本乃法律未ハ充分ハ確定セザレハ
政府の和控を保ち其控を耗盡ものハ大ハなる所及ハ
買方を命するの法を設くる事ハ多クハ爲ラレ
新ハ清道亦を一建事致て急之及を以て其向日本
貨幣を要する所ハ方今ハ日本清道亦て條約西ハ指
する貨幣乃量目及以收合よりて其銀百三十四金

ントロイ純銀九分乃割合あるハ是迄ハ通テ貨幣を以テ
由一〇ナリ一ニタルバンク會社と此約定整ハ一上ハ其約
言を公然乃新紙を以て布言はし一右清道ハ外國
乃公然あるハング又ハ會社ハ何事ハ其後ハ以て其
ハ記名ハ其政府乃賦を減ハハハ人出ハハ
歐羅巴ハ於テ整物ハ其貨幣を造る事ハ平乃ハ以て其
ハ印度亦多て用テ湖海の物ハ其高を英國もて清道
經濟ハ多ク其あり事ハ件ハ其細ハ其述ハ其事
其必要用の所ハ其告知ハ其一茲ハ別紙算計書ハ其

ナリ一ニタルバンク會社の
アリナングエセント
ロベルトソン

別紙

新嘉坡可ドルル及び支那の通用する日本貨幣を
とりて日本紙幣とあり且日本紙幣を外國人の手
より日本紙幣を用ゆるは、日本紙幣を金に換
ふるより日本紙幣を換ふるは、新嘉坡可ドルル百枚を
四十枚の如くありと、右乃三百四十枚乃一紙を
是可ドルル同様支那及び日本に通用する新嘉
坡紙幣と清紙幣とあり、日本紙幣をドルル百枚を
三百十一枚より余分を換ふるは、右の三百
十一枚をドルルに代るは、新嘉坡紙幣百枚又乃銀貨
あり

新嘉坡紙三百
紙九分の割
四枚と量同并

前紙

此の如く支那の通用する日本貨幣を
紙幣とあり且日本を在るの如く
幣を用ゆるは、右の如く
中よりハ、是等可なりル百枚
あり一紙を
しありと一右乃三百四十
枚乃一紙を
同様支那及び日本通用する
紙幣ありあは日本にてドル
ル百枚あり一紙
り余らざるは、右の三百
ルに代りて、紙幣百枚又乃
紙幣あり

新紙幣三百十枚
紙幣九分の割りに、右の
紙幣の量用并に、右の
紙幣の量用并に、右の

三十二ポンドステルリング支那の金貨のありき一万人の金計
法則とあるが純金幣の製造は日本を以て此換金を
逃さる事難し又日本乃純金幣國中通用する
るハ指しを逃さる事出来ざらん一如何と云ふハ日
本も負債あるハ日本も幣賦と云つて拂ふるを
以て水ハ形

日本の貨幣支那の金貨ドルラルの如く通用する
固り日本純金とあるを説めを以てハ日本の貨幣
却の多めまづ支那も送るを以てハ英國も送る
ひーとと持参する

支那も百枚百七十七テールの割合を以て四百七十七百

の五枚を以て水ハ形テール乃數三方六百三十三テール
ありたり且一テールと云つて六シリングニペンスを以て上水ハ
ポンドステルリングの數は方千四百七十八ポンドステルリング純
金とあり日本もを拂ふ事を要する言ふも千
四百七十八ポンドステルリング金は其銀一万人の金
より日本もを金を支那も送る出費及び日やま
其事を以て五枚のたぬ拂ふ事世話を引くる事
を要する一此出費と世話を引く計は水ハ二分の
一ありあり一銀も支那も送るに事を以て
は為大なる國益なり一と一支那も送るドル
テール乃水ハ形四百七十七百の五枚乃純金通用せるハ

六分の一を以て
不故に今十四万
准三方三百六十

右貨幣 三万三千六百七十八テール乃み代る所
是と六シリングニペンス乃刻合より引替ハ三万ある
二十四ポンドステルリングよりある
右貨幣ドルラール乃如く此處に事如くは行を通用
する所ハ引替はつぎ教よりも更なる百五十四ポンドス
テルリングを減少する所
右三万三千六百七十八テール乃言ハ余等自己に賣却す
均おゆあり

四百七十七百の五枚乃貨幣ニールより如何程あり也

百ら 三百十一枚あり

百ら 二十二テール七十あり